

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	公営住宅等管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和歌山県は公営住宅等管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山県知事

公表日

平成29年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県営住宅等の管理に関する事務
②事務の概要	・公営住宅等を建設し、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸を行っている。 ・特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。①入居時の入居資格確認(所得要件・在住要件等)、②入居時の家賃決定・敷金決定、③入居後の収入報告書の申請・各種所得情報の照会、④住民票住居地と住宅住所とのマッチングを行い、住宅への不正入居者を検出、⑤出産・死亡等による世帯情報の変更を確認、⑥家賃滞納している世帯の所得情報を正確に把握することで督促、催告、滞納相談および訴訟に活用。
③システムの名称	県営住宅管理システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
入居者DB	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、番号法別表第一の19及び61の2、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条及び46条の3 県番号法条例第4条別表1の1(3)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二の31及び85の2、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条及び43条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課
②所属長	建築住宅課長 伊藤 敏起
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課 〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1 073-441-3210
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課 〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1 073-441-3210

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

